

どうなる？名寄市の道路整備

道路整備の財源を考える

名寄市長 島 多慶志

1月18日に第169通常国会が召集され6月15日まで150日間の与野党論戦がスタートしました。

今年3月末で期限切れになる揮発油（ガソリン）税の暫定税率の取扱いなど国民に密接な法律改正が20年度国の予算成立と併せ、地方自治体の財政にも重大な影響を及ぼすもので特に地方の道路整備の遅れが住民の生活に直結しており地方から声を大にしていく時です。

名寄市の道路整備は開拓時から碁盤の目のように整然とした区画割がされて道路用地が確保されていますが、中心地区以外の住宅地などは順次道路用地が確保できました。

昭和30年に都市計画道路として主要市道10路線、1万1967メートルを指定、51年4月に5路線、53年12月に2路線、1962年に2路線を追加して現在は19路線延長3万9180メートルを、風連地区は5路線、3790メートルを国や北海道の補助金、

交付金を導入して整備に当たつてきました。昭和30年初頭から市内の国道や、道道の舗装が始まり主要市道の整備需要が高まり、名寄市は「名寄市道路工事負担金条例」を制定し市道の新設または改築工事は工事費の4分の1、舗装工事は3分の1、側溝工事は4分の1を負担する内容で、名寄駅前通、五丁目通、四条通の舗装工事はこの条例を適用して実施された経緯があります。

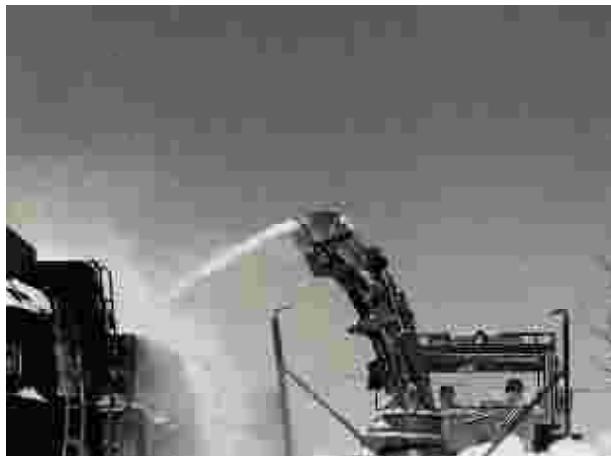
平成18年度の市内市街地の市道の延長は名寄地区約130キロメートル、風連地区22キロメートルですが、舗装されていない区間は名寄地区47キロメートル（36・4%）、風連地区3・5キロメートル（15・7%）、全体で約50キロメートルあり、簡易舗装の本舗装化を含めると今後も相当期間道路の整備が続きます。

平成18年度の名寄市の決算によると道路事業に10億3000万円を支出しています。内訳は道路舗装や新設工事費に32%、この事業費を実施する財源が道路特定財源で今後10年間暫定税率を負担願い少子高齢化の進行するこの地方の道路整備を行ってほしいと願うものです。

今国会での取扱いが注目されているこの特定財源の税金で暫定税率による上乗せとなつている額は名寄市の18年度決算で2億9300万円になつています。道路除排雪や維持管理費に68%、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金、地方道路整備臨時交付金合わせて5億1600万円が道路特定財源として国から交付されています。

以外の市道は市民の納める税金（市税）と借金（起債）で整備をすすめていますが、暫定税率による交付金のウエイトが大きく整備の遅れは地方センター病院に依存する北・北海道医療圏の救急治療にも直接関係しています。

北海道内の交通事故による死亡者数も年々減少傾向にあります。道路が経済投資効果のみで必要なインフラであることを認識してほしいと今後も要望を続けます。



道路特定財源の重要性とは

原油価格の高騰から、灯油やガソリンの価格についても高値を記録する中、道路特定財源に関する議論が行われています。

この耳慣れない「道路特定財源」の制度が、市にどのような影響をもたらすのか？

その影響のあらましについて、市民の皆さんにお知らせします。

市の道路整備の現況と課題

●塞さが厳しく道路が傷みやすい

市街地における道路整備の遅れ

すれ違いが困難な幅員狭小区間、冬の寒さで土壌が凍結して持ち上がる凍上現象による路面の凸凹などを解消し、地域住民の暮らしやすい道づくりが必要です。

●通学路の歩道整備が不十分

歩道が整備されていない区間では、歩行者と通行車両が接近する危険力所、中でも、日常で利用頻度の高い通学路を中心に歩道の整備を進め、交通事故を未然に防ぎ安全で快適な歩行空間の確保が必要です。

●必要になる橋梁（きょうりょう）保全の取り組み

市内の橋梁は、これから本格的な更新期を迎えます。そのため定期的・計画的な点検・補修を行い、橋梁の長寿命化を進めることで財政支出の平準化を図ることが必要です。

道路特定財源が地域にもたらすもの

道路特定財源制度は、利益を受ける方が費用を負担する「受益者負担」の考え方に基づいて、道路の利用者、つまり自動車の所有者やその燃料を使用した人が道路の建設・維持費用を負担する制度です。

財源にはガソリン税や自動車重量税などが充てられていて、高規格幹線道路などの主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策や救急医療など安全安心な生活道路の確保、さらに除雪をはじめとした維持管理業務や、今後迎える橋梁などの維持更新のための費用に充てられます。

直撃を受ける市の台所 —不足する財源—

市では現在、一般財源を投入して道路改良や維持管理を実施していますが、約3億円が減収することで、さらに一般財源の投入が必要になります。

減収による現実的な対応としては、**道路維持管理費の縮減**（路面清掃、街路樹の剪定（せんてい）、路面補修、道路照明などの日常管理）、**舗装修繕、橋梁補修・架替え、道路施設の補修などの削減**、**除雪レベルの低下**（歩道除雪頻度、除雪・運搬排雪回数の減少など）が考えられます。

これらの対応によって、除雪の遅れによる交通渋滞・交通事故への不安が増大するばかりでなく、他の行政サービスが低下することにもつながりかねません。これらのことから、市としては、制度の継続と延長がきわめて重要であるとの立場で対応を考えていますので、市民の皆さんのご理解をお願いします。